

成年年齢引き下げに伴う未成年者取消権喪失への対応を求める意見書

2022年4月1日に民法における成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられることが決定している。

本改定により18歳になると一人前の成年と認められ、親権者の同意なく契約ができるようになり、一人で携帯電話の購入やアパートの契約等が可能となる。

一方、これまで未成年者を消費者被害から守り、最大の防波堤ともされていた未成年者取消権が18歳から失われることとなり、悪質事業者のターゲットとなることが懸念されている。未成年者取消権とは、未成年者が高価な買い物をするときには原則として親権者の同意を必要とし、親権者の同意が無ければ契約を取り消すことができる権利である。

改正前の現在でも、未成年者取消権が行使できなくなる20歳（成年）のマルチ商法に関する苦情相談が急激に増加しており、クレジットカードを作成して多額の借金をし、返済に苦慮する若者も存在する。成年年齢の引き下げに伴い、このような問題が18歳から発生することは容易に想像され、アルバイト経験もない高校生がターゲットにされれば、より深刻な被害が発生する可能性がある。

そのため、成年年齢引き下げに伴う消費者被害拡大を予防し、救済する手当が必要である。

よって、町田市議会は、成年になった若者の活躍を妨げないよう、政府として、成年年齢引き下げを見据えた消費者教育の充実をこれまで以上に進めるとともに、判断力・知識・経験等の不足につけ込んで消費者契約を締結させる、いわゆる「つけ込み型」不当勧誘について、早急に消費者契約法に取消権を整備することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。